

子どもの定期予防接種に関する事業

(圏保健所保健予防課 TEL 6 2 6 - 1 1 1 4)

予防接種は、感染症にかかることを防いだり、かかった時の症状を軽減したり、病気がまん延することを防ぐために行います。

予防接種制度の概要

1 「定期予防接種」と「任意予防接種」について

予防接種には、予防接種法に基づく「定期予防接種」(公費負担により無料)と、法に基づかない「任意予防接種」(自己負担。有料)があります。定期予防接種には、接種の努力義務があります。

2 「個別接種」と「集団接種」について

本市が公費で行う予防接種は、すべてが各医療機関において接種を行う「個別接種」となり、「集団接種」はありません。

予防接種を受けることができる市内医療機関については、21ページから26ページの「医療機関一覧表」をご覧ください。なお、市外の医療機関で接種を希望される場合は、接種の前に保健予防課までお問い合わせください。

3 対象年齢・接種回数について

定期予防接種は、種類ごとに対象年齢(月齢)や接種回数が定められていますので、対象年齢の範囲内で受けられるよう計画をたて、接種もれがないようにしましょう。

対象年齢になる前や、対象年齢を過ぎた後に接種を行うと任意の予防接種(有料)になりますので、ご注意ください。

4 予防接種健康被害救済制度について

予防接種を受けると一定の割合で副反応が発生し、まれに重い後遺症が残ることがあります。

予防接種と健康被害の因果関係が厚生労働大臣に認定された場合、健康被害に応じた医療費・年金などの給付を受けることができます。

定期予防接種については「予防接種法」によって、任意の予防接種については「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」によって救済制度が規定されています。

予防接種を受ける前に注意すること

- ・ 予防接種は子どもの体調がよい時に受けるのが原則です。
- ・ 各予防接種の「説明書」をよく読み、副反応が発生する可能性を十分に理解したうえで、「予診票」の記入・署名を行ってください。「説明書」「予診票」は医療機関に用意されています。

予防接種受診者証

本市では、生後2か月までに「予防接種受診者証」を郵送しています。また、本市に転入した7歳未満の子どもにも随時発送しています(手続きは不要です)。

予防接種を受ける際は、「予防接種受診者証」を必ず医療機関に持っていき、記載された〈受診者番号〉を「予診票」に記入してください。すべての予防接種を終えるまで大切に保管してください。

紛失等により再交付を希望される場合は、保健予防課へご連絡ください。

予防接種受診者証	
受診者番号	見本
氏名	
生年月日	
住所	
1. 予防接種の際、母子健康手帳とともに、医療機関にお持ちください。 2. 紛失・汚損の際は下記までご連絡ください。 保健所保健予防課 028(626)1114	
宇都宮市長	

予防接種を受けた後に注意すること

- ・ 接種後30分は医療機関で子どもの様子を観察してください。急な副反応はこの間に起こることがあります。
- ・ 予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。接種部位のひどい腫れ、高熱やまひなどの重い症状が現れた場合、すぐに医師の診察を受けてください。また、保健予防課までご連絡ください。
- ・ 接種した日は普段どおりの生活がかまいません。ただし、はげしい運動は避けましょう。
- ・ 接種した日の入浴はかまいませんが、接種部位を強くこすることは避けましょう。
- ・ 生ワクチン接種後は4週間、不活化ワクチン接種後は1週間、副反応の出現に注意しましょう。

予防接種の種類・対象年齢・接種間隔

1 定期予防接種(予防接種法に基づく接種。接種費用は公費負担により無料)

種類	対象年齢・接種間隔			回数
	接種開始年齢			
ロタウイルス	〔注意〕ロタウイルス感染症予防ワクチンは以下の二種類があり、接種回数などが異なりますのでご注意ください。 途中からワクチンを切り替えることはできません。			
	ロタリックス (1価)	出生6週から24週未満の間に、27日(4週間)以上の間隔をあけて2回接種する。 (初回標準的接種期間:生後2か月から出生15週未満)		2回
	ロタテック (5価)	出生6週から32週未満の間に、27日(4週間)以上の間隔をあけて3回接種する。 (初回標準的接種期間:生後2か月から出生15週未満)		3回
B型肝炎	1歳に至るまで(1歳未満)の間に、1回目の接種から27日以上の間隔をあけて2回目、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目の接種を受ける。(標準的接種期間:生後2か月以上生後9か月未満)			3回
ヒブ(Hib) 【インフルエンザ菌b型】	生後2か月以上 生後60か月(5歳)未満 (標準的接種開始年齢: 生後2か月以上生後7か月未満)	生後2か月以上 生後7か月未満	初回 生後12か月未満の間に、27日(4週間)以上56日(8週間)未満の間隔をあけて3回接種を受ける(※1)。 追加 初回接種終了後、7か月以上13か月未満の間隔をあけて1回接種を受ける。	3回 1回
		生後7か月以上 生後12か月未満	初回 生後12か月未満の間に、27日(4週間)以上56日(8週間)未満の間隔をあけて2回接種を受ける(※1)。 追加 初回接種終了後、7か月以上13か月未満の間隔をあけて1回接種を受ける。	2回 1回
		生後12か月以上 生後60か月未満		1回
小児用肺炎球菌	生後2か月以上 生後60か月(5歳)未満 (標準的接種開始年齢: 生後2か月以上生後7か月未満)	生後2か月以上 生後7か月未満	初回 生後12か月未満の間に、27日(4週間)以上の間隔をあけて3回接種を受ける(※2)。 追加 初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて、生後12か月以降に1回接種を受ける。	3回 1回
		生後7か月以上 生後12か月未満	初回 生後13か月未満の間に、27日(4週間)以上の間隔をあけて2回接種を受ける(※3)。 追加 初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて、生後12か月以降に1回接種を受ける。	2回 1回
		生後12か月以上 生後24か月未満	60日以上の間隔をあけて2回接種を受ける。	2回
		生後24か月以上 生後60か月未満		1回
四種混合 (DPT-IPV) 【ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ】	第1期 初回	生後3か月以上生後90か月(7歳6か月)未満の間に、20日(3週間)以上56日(8週間)未満の間隔をあけて3回接種を受ける。(標準的接種期間:生後3か月以上生後12か月未満)		3回
	第1期 追加	生後3か月以上生後90か月(7歳6か月)未満の間に、1期初回接種終了後、6か月以上の間隔をあけて1回接種を受ける。(標準的接種期間:1期初回接種終了後、12か月以上18か月未満)		1回
二種混合(DT) 【ジフテリア・破傷風】	第2期	11歳以上13歳未満の間に、1回接種を受ける。 (標準的接種期間:11歳)		1回
BCG 【結核】	1歳に至るまで(1歳未満)の間に、1回接種を受ける。(標準的接種期間:生後5か月以上生後8か月未満) 〔注意〕生後5か月になる前に接種を希望される方は、医療機関の医師にご相談ください。			1回
水痘	初回	生後12か月以上生後36か月(3歳)未満の間に、1回接種を受ける。 (標準的接種期間:生後12か月以上生後15か月未満)		1回
	追加	生後12か月以上生後36か月(3歳)未満の間に、初回接種終了後、3か月以上の間隔をあけて1回接種を受ける。 (標準的接種期間:初回接種終了後、6か月以上12か月未満)		1回
麻しん風しん混合(MR) または 麻しんと風しん (※4)	第1期	生後12か月以上生後24か月未満の間に、1回接種を受ける。		1回
	第2期	5歳以上7歳未満で小学校に入学する前年度の4月1日から3月31日まで(年長相当)の間に、1回接種を受ける。 令和3年度においては、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた方		1回
日本脳炎	第1期 初回	生後6か月以上生後90か月(7歳6か月)未満の間に、6日(1週間)以上28日(4週間)未満の間隔をあけて2回接種を受ける。(標準的接種年齢:3歳)		2回
	第1期 追加	生後6か月以上生後90か月(7歳6か月)未満の間に、1期初回接種終了後、6か月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をあけて1回接種を受ける。(標準的接種年齢:4歳)		1回
	第2期	9歳以上13歳未満の間に、1回接種を受ける。 (標準的接種年齢:9歳)		1回
	特例措置①	平成19年4月1日までに生まれた方で、かつ全4回の接種を終えていない場合は、20歳に至るまで(20歳未満)の間に残りの接種を受ける。		残り回数
	特例措置②	平成21年10月1日までに生まれた方で、かつ1期3回の接種を終えていない場合は、13歳に至るまで(13歳未満)の間に残りの接種を受ける。		
〔注意〕特例措置は、平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逸してしまった方のみを対象にしたものです。				
子宮頸がん (HPV) (※5)	小学6年生から高校1年生に相当する女子(標準的接種期間:中学1年生相当の間) 令和3年度においては、平成17年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた方 〔注意〕子宮頸がん予防ワクチンは以下の二種類があり、接種間隔が異なりますのでご注意ください。 途中からワクチンを切り替えることはできません。同じワクチンで最後まで接種してください。			3回
	サーバリックス	初回接種から1か月後に2回目、初回接種から6か月後に3回目の接種を受ける。		
	ガーダシル	初回接種から2か月後に2回目、初回接種から6か月後に3回目の接種を受ける。		

- ※1 生後12か月を超える場合、残りの接種は受けない。ただし、最後の接種から27日以上の間隔をあければ追加接種は可能。
- ※2 2回目の接種が生後12か月を超える場合は、3回目の接種は受けない。また、2回目の接種が生後24か月を超える場合は、2、3回目の接種を受けない。ただし、いずれも追加接種は可能。
- ※3 2回目の接種が生後24か月を超える場合は2回目の接種を受けない。ただし、追加接種は可能。
- ※4 原則、麻しん風しん混合での接種となります。
- ※5 接種後に特異な副反応が見られることから、国の勧告に基づき、接種のおすそめを中止しています。
接種を希望する方は、この現状を踏まえた上で、医療機関備え付けの副反応リーフレットをよく読んでから判断してください。

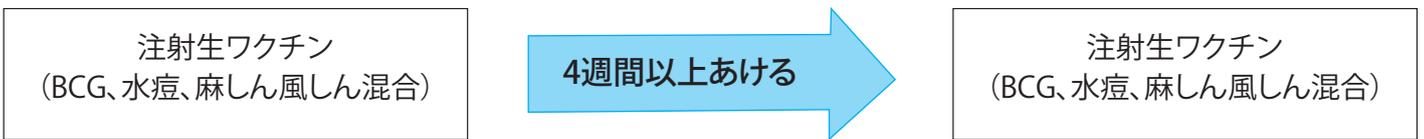
2 任意予防接種(法に基づかない接種。接種費用は自己負担。有料)

インフルエンザ、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)などがあります。詳細は実施医療機関にお問い合わせください。
なお、1歳児のインフルエンザ予防接種については、接種費用の一部補助を行っています。
詳細は14ページをご覧ください。

生ワクチンと不活化ワクチン

予防接種に用いるワクチンには、ウイルスの病原体を弱めて作られた「生ワクチン」と、ウイルスを殺し、必要な成分を取り出して作った「不活化ワクチン」があります。

ひとつの予防接種を受けてから、種類の異なる次の予防接種を受けるまでに一定の間隔をあける必要があります。注射生ワクチンを接種した日から次の注射生ワクチンを行うまでの間隔は27日(4週間)以上の間隔をあける必要がありますので、注意してください。



定期予防接種のスケジュールの例

以下は「標準的接種期間(年齢)」に定期予防接種を受ける場合のおおよそのスケジュールです。番号は接種回数を表しています。医師が特に必要と認めた場合には、2種類以上の予防接種を同時に(接種部位は別々に)受けることができますので、かかりつけ医などにご相談ください。

なお、決められた接種間隔を過ぎてしまった場合であっても、定期予防接種の対象年齢の範囲内であれば、やり直す必要はありませんので、できるだけ早く再開してください。

対象年齢の範囲を過ぎて接種はできますが、接種費用は有料(全額自己負担)となります。また、副反応による健康被害が発生した場合、予防接種法に基づく救済措置を受けることができませんのでご注意ください。

・・・対象年齢(無料で接種できる年齢)

・・・標準的接種年齢(接種をおすすめする年齢)

下表は、【標準的接種年齢】に接種を受ける場合のおおよそのスケジュールです。数字は接種回数を表しています。同時接種を行う場合や、任意予防接種(おたふくかぜ等)を希望する場合は、かかりつけ医と相談しましょう。

		1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月 ~11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	
ロタウイルス	1価			①	②			24週未満																			
	5価			①	②	③			32週未満																		
B型肝炎				①	②				③																		
ヒブ			①	②	③						④																
小児用肺炎球菌			①	②	③						④																
四種混合				①	②	③						④															
二種混合																						①					
BCG						①																					
水痘											①	②															
麻しん風しん混合 または 麻しんと風しん (※)											①						②										
日本脳炎														①	②	③						④					
子宮頸がん																										①②③	

※原則、麻しん風しん混合ワクチンでの接種となります。